

# 泊ふ頭地下駐車場管理規程

制定：令和8年3月18日

那覇港管理組合

## 1 駐車場の名称

泊ふ頭地下駐車場

(沖縄県那覇市前島3丁目25番)

## 2 駐車場管理者

(1) 名称 那覇港管理組合

(2) 代表者 管理者 玉城 康裕

(3) 所在地 沖縄県那覇市通堂町2番1号

## 3 指定管理者

(1) 名称 株式会社 沖縄ダイケン

(2) 代表者 代表取締役社長 山盛 博文

(3) 所在地 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番12号

## 目次

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 駐車場利用方法及び事故(第6条～第11条)

第3章 駐車料金及び算定等(第12条～第14条)

第4章 引き取り手のない車両の措置(第15条～第17条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第18条～第19条)

第6章 雑則(第20条～第21条)

## 第1章 総 則

(総則)

第1条 泊ふ頭地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、道路法(昭和27年法律第180号)、那覇港管理組合港湾施設管理条例(平成14年条例第7号。以下「条例」という)及び那覇港管理組合港湾駐車場管理規則(平成14年規則第18号。以下「規則」という)に定めるものの他にこの規程による。

2 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び条例第26条の2第2項の規定に基づき指定した指定管理者(以下「管理者」という。)が行う。

(駐車場の利用)

第2条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認の上、駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び利用可能期間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。また、入場し、又は出場することができる時間は午前0時から午後12時とする。

2 駐車場の1回の利用は、入場した日から起算して7日目の午後12時までとする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長する事ができる。

(供用の休止等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の供用の休止、隔絶、車両の退避を行うことができる。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設及び器物（以下「施設等」という）の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (2) 保安上及びその他やむを得ない理由により、供用の継続が適当でないと認められる場合。
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車で積載物又は取付物を含めて長さが5.0m、幅が2.0m、高さが2.3m及び重量が2.0tを超えないものに限る。

## 第2章 駐車場の利用方法及び事故

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は、車両を入場させる時は、専用入場口より入場し、駐車場システムによる車両認識を得るものとする。

- 2 利用者は、車両を出場させようとするときは、事前精算機において、駐車料金（条例に規定する「利用料金」のことをいう。以下同じ）を納付し、出場するものとする。
- 3 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口を閉鎖することができる。

(駐車位置)

第7条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができる。

- 2 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場内の車両通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令に定められた免許を有すること。
- (2) 徐行すること。
- (3) 追い越しをしないこと。

- (4) 歩行者を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用しないこと。
- (6) 駐車場内の標識、標示、案内及び係員の指示に従うこと。
- (7) その他交通関係法令の定めるところに準じて通行すること。

(遵守事項)

第9条 利用者は、駐車場の利用において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中、長時間（目安5分以上）のアイドリングを行わないこと。
- (2) 自己の車両の駐車位置以外の場所の使用及び施設の電気を許可なく使用しないこと。
- (3) 車両外部において、横になる、飲食行為、物品の長時間放置を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。又、吸い殻や灰を捨てないこと。
- (5) 引火物、爆発物その他の危険物他、危害を及ぼすおそれがあるものを持ち込まないこと。
- (6) 駐車場内へのごみ捨て行為及びいかなる物品も放置しないこと。
- (7) 駐車場内において宿泊、唾を吐く、排泄行為、汚損行為全般を行わないこと。
- (8) 駐車場内において、文書、物品等の掲示、配布及び陳列、営業、演説、宣伝、募金、署名等の活動並びに集団行動、遊戯、飲酒、物乞い等の行為をしないこと。
- (9) 駐車場の施設等及び車両等（車両並びに積載物及び取付物を含む。以下同じ）を損傷（滅失、毀損及び汚損をいう。以下同じ）しないこと。
- (10) 他の車両等に異常（火災、燃料漏れ、その他事件等の緊急事態をいう。）の発生を発見した場合は、管理者もしくは警察へ連絡すること。
- (11) 駐車場の施設等を損傷した場合は、必ず管理者に届け出ること。
- (12) 管理者の業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(駐車拒否等の措置)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を断り、又は車両を退去去させることができる。

- (1) 駐車場の施設等又は他の車両等を損傷するおそれがあると認められる場合。
  - (2) 引火物、爆発物その他危険物を積載し、又は取り付けている場合。
  - (3) 騒音又は臭気を発する場合。
  - (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼす恐れがある場合
  - (5) 酒気を帯び、又は無謀な運転を行うおそれがある場合。
  - (6) 自動二輪車、自転車、牽引を要する車輛、第5条にて定める車両以外の車両。
  - (7) 駐車場が満車、その他管理者が駐車場の管理上支障があると認める場合。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、車両の出場を拒むことができる。
- (1) 利用者が、正当な理由なく所定の駐車料金を納付しない場合。
  - (2) 事故を起こし、又は駐車場の施設等若しくは他の車両等を損傷した場合。

(事故等に対する措置)

第 11 条 管理者は、次に掲げる事項が生じた場合は、車両等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(1) 駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある場合。

(2) 利用者が駐車場の施設等又は他の車両等を損傷した場合。

(3) 利用者、施設等若しくは車両等に異常を発見した場合。

2 管理者は、前項に規定する措置を講ずるにあたり、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。

### 第 3 章 駐車料金及び算定等

(駐車時間)

第 12 条 駐車料金を算出するための駐車時間は、入場の際に駐車場システムに記録された時刻から出場の時刻までの時間とする。

(時間制駐車料金)

第 13 条 駐車料金は、車両 1 台につき別表のとおりとする。

(駐車料金の不算定)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を算定せず、駐車料金を収受しない。

(1) 駐車場管理者又は管理者から委託を受けた者が、駐車場の維持管理の目的のために使用する車両。

### 第 4 章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第 15 条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第 3 条第 2 項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき、又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、利用者を確認することなく、車両の所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前二項の請求を書面により行う場合は、請求を受領した車両の所有者等において管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなす。

4 管理者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後に、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 16 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両等（車内も含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第 17 条 管理者は、第 15 条第 1 項の請求をした後、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両等を他の場所に移動することができる。

## 第 5 章 保管責任及び賠償責任

(保管責任及び損害賠償の免責)

第 18 条 本駐車場は、車両を駐車するための場所を有償で提供することを目的とするものであり、管理者が利用者の車両等を預かるものではない。そのため管理者は、車両等の保管責任を負わず、利用者及び車両等のいかなる損害についても、管理者に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。また、次の事由によって生じたいかなる損害についても賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力によって発生した損害及びその他の事故。
- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた全ての事故、損害、不具合。
- (3) 第 4 条の規定による休止等。
- (4) 第 11 条の規定による措置。
- (5) 法令等に基づく命令または強制執行。

(利用者の賠償責任)

第 19 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担を請求する。

## 第 6 章 雑 則

(管轄裁判所)

第 20 条 本規程その他駐車場の利用に関して紛争が生じたときの第一審の専属的管轄裁判は、那覇地方裁判所本庁とする。

(この規程に定めのない事項)

第 21 条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

別表（第 13 条関係）

駐車時間	利用料金（上限額）
1 時間まで	240 円
1 時間を超えてから 2 時間まで	360 円
2 時間を超えてから 3 時間まで	480 円
3 時間を超えてから 4 時間まで	600 円
4 時間を超えてから 5 時間まで	720 円
5 時間を超えてから 6 時間まで	840 円
6 時間を超えてから 7 時間まで	960 円
7 時間を超えてから 8 時間まで	1,080 円
8 時間を超えてから 9 時間まで	1,200 円
9 時間を超えてから 10 時間まで	1,320 円
10 時間を超えてから 11 時間まで	1,440 円
11 時間を超えてから 12 時間まで	1,560 円
12 時間を超えてから 13 時間まで	1,680 円
13 時間を超えてから 14 時間まで	1,800 円
14 時間を超えてから 15 時間まで	1,920 円
15 時間を超えてから 16 時間まで	2,040 円
16 時間を超えてから 17 時間まで	2,160 円
17 時間を超えてから 18 時間まで	2,280 円
18 時間を超えてから 19 時間まで	2,400 円
19 時間を超えてから 20 時間まで	2,520 円
20 時間を超えてから 21 時間まで	2,640 円
21 時間を超えてから 22 時間まで	2,760 円
22 時間を超えてから 23 時間まで	2,860 円
23 時間を超えてから 24 時間まで	3,000 円
24 時間を超えてから 30 時間まで	3,000 円
30 時間を超えてから 40 時間まで	3,500 円
40 時間を超えてから	駐車時間 10 時間までごとに 500 円加算